

## 磐田市遊具安全点検業務特記仕様書

屋外の遊具及び体育用具(以下「遊具」と言う)の安全点検業務に関する事項は、この仕様書に基づいて行うものとする。

### 1. 委託業務名

令和 8 年度 遊具安全点検業務委託

### 2. 委託期間

令和 8 年 6 月 2 日から令和 9 年 2 月 26 日まで

### 3. 施設名

市公園 124 箇所、別紙「公園数一覧表及び遊具設置状況調書」のとおり

但し、別紙に記載がなくとも点検が必要である遊具等については本契約の範囲内で行うこととする

### 4. 目的

安全点検業務は、遊具の機能障害を早期に発見し予防する事で、遊具を健全な状態で使用できるように、維持する事を目的とする。

### 5. 点検の範囲

安全点検業務の範囲は、屋外の固定されている(若しくは固定を必要とする)遊具とする。尚、容易に点検できない箇所については発注者に報告し対応を協議する。

### 6. 受注者の負担の範囲

安全点検業務において遊具が使用禁止と判断された場合には受託者が仮処置をして発注者に速やかに報告する。以後の対応は発注者が行う。

### 7. 適用

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第 3 版)(令和 6 年 6 月 国土交通省)」に基づき、部位・部材ごとに点検を行うものとする。

### 8. 業務内容

安全点検業務の内容は、次の通りとし、これを指定した期間内に行うこと。

#### (1)安全点検・保守点検

年 1 回実施(令和 8 年 6 月 2 日より令和 8 年 8 月 31 日)

- |            |  |
|------------|--|
| 1、鉄鋼物膜厚診断  | 目視により塗装が不要か必要かの評価を行うこと。                              |
| 2、鉄鋼物減肉検査  | C 評価・D 評価の遊具については超音波測定器を使用して柱の設置部の鋼管の肉厚を測定して数値を報告する。 |
| 3、骨格検査     | 水平器や角度計を使用し、柱の傾き等の確認また振動検査を行い、倒壊の可能性がないか確認すること。      |
| 4、チェーン磨耗検査 | チェーンの磨耗状態を測定。(最大径・最小径)                               |
| 5、音響検査     | テストハンマーにより構造物の亀裂・緩み・腐れ・錆の剥離状態等の打音判定                  |
| 6、目視検査     | 遊具の破損・老化状況の確認。                                       |

- |          |  |
|----------|--|
| 7、調整・締付  | ボルト・ナット類の締付をして無理の無いように調整する。              |
| 8、給油     | 適応した油脂を使用し、ベアリング等の可動部に給油。                |
| 9、防錆     | 接地部等の錆止め。                                |
| 10、防護    | 危険箇所での応急処置が必要かつ可能なものは、一時的に防護する。          |
| 11、交換・取付 | ボルト・ナット・ワッシャー類等、軽微な部品の交換及び取付             |
| 12、腐朽検査  | 木製遊具は、腐朽検査器の機材を使用し腐朽状態を点検して、数値を測定して判定する。 |

(2)保守点検

年1回実施（令和8年12月1日より令和9年2月26日）

- |         |  |
|---------|--|
| 1、定期点検  | 音響・目視による点検及び非破壊安全検査での指摘箇所の経過状況確認。      |
| 2、調整・締付 | ボルト・ナット類の締付を調整しなるべく負荷のかからないように増し締めをする。 |
| 3、給油    | 適応した油脂を使用し、ベアリング等の可動部に給油。              |
| 4、防護    | 危険箇所での応急処置が必要かつ可能なものは、一時的に防護する。        |

9. 点検業務の報告

安全点検業務の報告書は、次の通りとし、業務完了後すみやかに提出する。

(1)安全点検・保守点検の報告書

- 1、安全検査報告書（施設別遊具及び検査結果一覧表）・・・1部  
 検査結果の指摘事項については受託者の知識及び経験に基づき、4ランクに分け報告する  
 A：健全であり、修繕の必要はない。  
 B：やや劣化、及び磨耗の兆候があるが、現状では修繕の必要はない。  
 C：部分的に劣化、及び磨耗あり、計画的な修繕を必要とする。  
 D：使用を中止して至急対策が必要。
- 2、指摘事項報告書（指摘箇所すべての写真）・・・・・・1部
- 3、点検作業写真（各管内ごとに1公園とし計5公園）・・・・1部
- 4、上記データCD-ROM・・・・・・1部

(2)保守点検の報告書

- 1、保守点検報告書（施設別遊具及び検査結果一覧表）・・・1部  
 検査結果の指摘事項については受託者の知識及び経験に基づき、4ランクに分け報告する  
 (A～D評価)
- 2、指摘事項報告書（新たに発生した箇所の写真）・・・・・・1部
- 3、点検作業写真（各管内ごとに1公園とし計5公園）・・・・・・1部
- 4、上記データCD-ROM・・・・・・1部

10. 賠償責任について

賠償責任保険については以下の通りとし、その補償期間は、契約締結日より契約完了日までとする  
補償金額は、人身事故 5 億円、対物事故 2,000 万円以上を限度とすること。

11. その他

本業務に際して疑義が生じた場合には、協議の上、決定するものとする。又、本仕様書に定めがない事項については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第 3 版）」に基づく基準により実施すること。